

平成21年10月27日

SAAJ NEWS RELEASE

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)2010年改訂に関する 主要決定事項について

グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）を所管するGIPS Executive Committee (GIPS EC、事務局CFA協会)では、2010年の基準改訂に向けて作業を進めています。これに関連して、GIPS ECは、本年1月に公表した改訂草案に対する各方面からの意見を踏まえ、改訂に関する「主要決定事項」を別添のとおり公表しました。改訂基準の最終版は、これを基本にしてさらに見直し作業を進め、2010年1月に公表される予定です。

【添付資料】

「GIPS Executive Committeeが2010年改訂に関する主要決定事項を公表」（日本語訳）

(注)

GIPS基準は、資産運用会社による見込・既存顧客に対する投資パフォーマンス実績の公正な表示と完全な開示（fair representation and full disclosure）を確保するための、自主的なグローバル基準です。GIPS ECは、GIPS基準の発展および実施のための意思決定機関であり、地域代表者および業界・専門分野代表者等の9名で構成されています。さらに、その傘下にはGIPS基準を採用する31カ国の代表者から成るGIPS Councilのほか、各種専門分野の委員会が設置されています。

日本では、日本証券アナリスト協会が、GIPSカントリー・スポンサーとして本基準を採択しており、2010年改訂公開草案に対して意見書を提出するとともに、GIPS EC 傘下の各種委員会にメンバーを派遣して改訂作業に積極的に参画しています。

本件に関するお問い合わせは下記まで

(社) 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1515

担当：国際第二部 刈田一道・森 直子

2009年10月19日

GIPS Executive Committee が 2010 年改訂に関する主要決定事項を公表

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)を所管する GIPS Executive Committee (EC) は、最近開催されたシンガポール会議において、GIPS2010年改訂公開草案について各方面から受領した意見書をレビューし、改訂案について検討を行った。以下は、ECが行った主要な決定事項をまとめたものである。これら決定事項に変更はないと見込まれるが、改訂基準の最終版は本年末まで採択されないという点に留意されたい。改訂基準の発効予定日は2011年1月1日である。

公正価値 (Fair Value) – GIPS基準では、時価(market value)が得られない場合には、公正価値法により資産評価することが必須とされる予定である。公開草案に必須事項として記載されていた評価階層(valuation hierarchy)は、勧奨事項としてのみ基準に入る予定である。

リスク – ECは、基準枠内でリスクについて説明すべきであると全会一致で合意した。ECは、コンポジット概略の開示に関する必須基準からリスクという言葉削除することに合意したが、ガイダンスを発行してリスクがコンポジット戦略の概略説明において不可欠な要素であり、コンポジット概略の開示の中に当然含まれるべきであることを示す予定である。この開示の趣旨は、運用会社が当該コンポジット戦略に特有のリスクを示すということである。

標準偏差 – ECは、2011年1月1日以降の各年度について、運用会社が、月次のコンポジット・リターンおよびベンチマーク・リターンの3年間の年率換算した事後的な標準偏差を開示することを必須とすることに合意した。会社が標準偏差は適切な指標でないと判断する場合には、別のリスク指標を追加的に提示することが必須とされる予定である。ECでは、さらにガイダンスを策定中である。

フィーを課さないポートフォリオ – 公開草案では、コンポジットの構築に関して、フィーを課すポートフォリオとフィーを課さないポートフォリオとの区別をやめて、フィーを課さないポートフォリオのすべてを少なくとも1つのコンポジットに組入れることを必須とすることを提案していた。ECは、この変更を行わないことを決定したが、コンポジットの定義に合致する、フィーを課さないポートフォリオのすべてを当該コンポジットに組入れるよう運用会社に奨励することとした。

自己勘定資産 (Proprietary Assets) – 公開草案では、運用会社がコンポジット資産に占める自己勘定資産の割合を開示することが必須とされていた。ECは、割合の開示を必須とするよりも、コンポジットに自己勘定資産が含まれている場合にはその旨を会社が開示するよう勧奨することに合意した。

エラー訂正 – ECは、重要なエラーのために準拠提示資料に変更がある場合には当該変更を12カ月間開示しなければならないとする必須基準を削除することを決定した。本必須基準は、2010年1月1日に発効するエラー訂正に関するガイダンス・ステートメントから引用されたものであった。ECは、エ

ラーのあった提示資料を受領していない第三者に対してエラーを開示することを運用会社に強制する意図はないと表明した。EC は早急にエラー訂正に関するガイダンス・ステートメントを見直すことを約束しており、必要な説明を行う予定である。その間、会社は、エラー訂正に関するガイダンス・ステートメントは現行のまま 2010 年 1 月 1 日に発効することに留意されたい。

税金の取扱い – EC は、GIPS 基準から税金に関するガイダンスをはずすことに合意した。国固有の基準ないしガイダンスは、各 GIPS カントリー・スポンサーに帰属することとなる。運用会社は、現行のガイダンスに引き続き従うことができると見込まれるが、今後は、当該国のカントリー・スポンサーの指示に従うものとする。

準拠表明文および検証の有無 – EC は、運用会社が検証を受けたか (have been verified) 受けていないか (have not been verified) を開示することを必須とすることに合意した。しかし、GIPS 準拠表明文において、検証が「現行のもの (current)」か「現行のものではない (not current)」かの区別はしない予定である。また、EC は、会社が、検証で何がカバーされ何がカバーされないのか説明するための所定の文言を含めることを必須にすることとした。この新たな必須事項は、ユーザーが検証の範囲を誤解しないようにするためのものである。会社は、パフォーマンス検査を受けている場合には、GIPS 準拠表明文にパフォーマンス検査について言及することが許容される予定である。改訂された準拠表明文は、改訂基準確定版に記載される予定である。

(日本証券アナリスト協会 日本語訳)

《日本証券アナリスト協会事務局による補足》

カーブアウトに関する規定「2010 年 1 月 1 日以降の運用実績については、カーブアウトが実際にキャッシュバランスを有して個別管理されていない限り、カーブアウトをコンポジットに含めてはならない」(公開草案 基準 3.A.6) は、変更されない予定である (2009 年 9 月 シンガポール開催の GIPS EC 会議での質問に対する EC の回答)。